

# ジェットロ・メンバーズ会員規約

## <第1章 総則>

### 第1条（本会員規約の範囲）

本規約は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェットロ」とします。）が、自ら調査・収集・分析した経済貿易動向に関する最新の情報等を提供する会員制度「ジェットロ・メンバーズ」のサービスを、本会員制度の会員（以下「会員」とします。）に提供する際に適用します。

第2条（会員） ジェットロの指定する手続きに基づき、本規約を承諾の上、ジェットロの会員制度への入会を申し込み、ジェットロが承認したものを会員といたします。

2 会員は、日本国内に住所のある法人、または個人に限ります。但し、2017年9月30日時点でジェットロ・メンバーズである日本国外に住所のある法人、または個人についてのサービス継続の場合はこの限りではありません。

第3条（サービス） ジェットロは、会員に対し、以下のサービスを提供します。

- 一 会員により指定された一つの電子メールアドレスへの「ジェットロ・ビジネス短信」の配信及び「ジェットロ地域・分析レポート」の新着レポートの随時配信
- 二 「ジェットロ世界貿易投資報告」（年刊）など各種調査資料の配布
- 三 インターネットによる「ジェットロ・ビジネス短信」など各種調査資料の閲覧及び検索
- 四 各種サービス料金などの割引（ただし、キャンセル料金は割引の対象外）
- 五 海外ミニ調査サービス（年4ユニットまで無料）
- 六 メールマガジン又はファックスでのサービス案内及び同メールマガジンへの広告掲載
- 七 国際ビジネス情報に関する有料セミナーのライブ・オンデマンド配信（年12回程度）

2 ジェットロは、会員に対し、追加料金にて以下のサービスを提供します。

「ジェットロ・ビジネス短信」の追加指定されたメールアドレスへの配信

第4条（サービスの一時的な中断） ジェットロは次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的にサービスの提供を中断する場合があります。この場合、ジェットロは可能な限り速やかにサービスを復旧するよう努力いたしますが、中断期間に相当する会費の返還は行わないものとします。

- 一 システムの保守、点検整備、サーバー運用上のトラブルに伴うサービス提供の中断
- 二 火災、停電などによりサービスの提供ができなくなった場合
- 三 地震、噴火、洪水、津波などの天災によりサービスの提供ができなくなった場合
- 四 戦争、暴動、争乱、労働争議などによりサービスの提供ができなくなった場合
- 五 その他、運用上、技術上サービスの提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第5条（本会員規約の変更） ジェットロは、将来にわたって、サービス内容及び料金を含め、本規約の一部を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更された本規約において規定するところによるものとします。

2 本規約を変更するときは、ジェットロはその内容を文書または電子メールで会員に通知します。会員は、当該通知が行われた日に変更された本規約に合意したものとみなされます。

## <第2章 入会申し込みと契約>

### 第6条（申し込み）

「ジェットロ・メンバーズ」に入会を希望するものは、ジェットロ所定の入会申込書に必要事項を記入の上ジェットロに提出し、入会を申し込むものとします。

第7条（入会申し込みの不承認） 以下の行為が認められた場合、入会申し込みを承認しないことがあります。

- 一 入会申し込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- 二 過去にジェットロから会員資格を取り消されたことがある場合
- 三 反社会的勢力 [反社会的勢力の定義等は、ジェットロの「反社会的勢力への対応に関する規程」 末尾（\*\*）を参照] に該当する、または、関係を有する場合
- 四 その他、ジェットロが会員契約を結ぶことを不適当と判断した場合

第8条（会費等） 会費並びに第3条第2項に規定する追加料金は、原則として、ジェットロ発行の請求書による、前納一括払いとします。ただし、新規の入会申し込みについては、会期開始日から20日以内に支払うものとします。

2 会費並びに第3条第2項に規定する追加料金は、別途定めるとおりとします。

3 会費等の支払いに際し、振り込み手数料、送金手数料は会員の負担とします。

第9条（会費等の払い戻し） 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。第4条の場合にも同様とします。

第10条（有効期間） 本規約に基づく契約期間は、ジェットロが入会申し込みを承諾し、サービスの提供を開始した日から1年間とします。

2 契約期間満了日の1週間前までに、会員又はジェットロから相手方に対し書面による特段の意思表示が無い場合には、更に契約期間を1年間ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。ただし、期日までに支払いがなく、第17条第1項に基づきサービスを一時停止した場合は、ジェットロが支払いを確認し、サービスの提供を再開した日から1年間とします。

第11条（サービスの開始） 入会の申し込み以降、ジェトロの指定する日時よりサービスの提供を開始します。

第12条（設備その他） サービスの利用に必要な通信回線、通信機器、コンピュータ、ソフトウェアなどは、全て会員の負担において準備するものとします。

第13条（ID番号等の管理責任） ジェトロが発行した会員ID番号やパスワードは会員の責任において管理するものとします。ジェトロは会員がこれらを消失、又は第三者に使用されたことによって会員が被る損害について一切責任を負わないものとします。

2 ジェトロが発行した会員IDとパスワードを第三者と共有することや、第三者への貸与、譲渡は一切禁止します。会員は、これらを第三者に流用されることの無いように各会員が責任を持ってこれを管理するものとします。

3 会員IDの利用状況について、ジェトロは適宜モニター及びチェックをする権限を有するものとします。

第14条（変更の届け出） 会員は、その名称、住所、連絡先などジェトロへの届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続を行うものとします。

2 会員が第1項の変更申し込みをしなかったことにより不利益を被った場合でも、ジェトロはその責任を一切負わないものとします。

第15条（退会） 会員は、ジェトロ所定の手続により、退会することができます。

第16条（未払金の請求） 会員が自己都合により退会する場合、又は、第18条により会員資格を取り消された場合において、ジェトロに対し未払金がある場合には、会員は、退会後もジェトロに対する未払金の支払いを免れないものとします。

2 前項において、会費並びに第3条第2項に規定する追加料金の未払金がある場合には、未払金は、ジェトロがサービス提供した期間に応じた額（月割、一ヶ月未満切捨て）とします。

第17条（サービスの停止） 会員が会費などの支払いを遅延した場合、ジェトロは会員に事前に通知することなく、第3条におけるサービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

2 第3条第2項に基づきサービス提供を受けている会員がジェトロ・メンバーズ会費の支払いを遅延した場合、同項の追加料金の支払い有無に関わらず、ジェトロは会員に事前に通知することなく、同項におけるサービスの全部又は一部を停止することができるものとします。

第18条（会員資格の取り消し） ジェトロは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合、会員たる資格を取り消すことができるものとします。

- 一 ジェトロの名誉を著しく傷つける行為、又は会員としての品位を損なう行為があったとジェトロが認めた場合
- 二 会費等の支払いが契約開始日より3ヵ月以上遅滞した場合
- 三 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- 四 反社会的勢力 [反社会的勢力の定義等は、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」 末尾（\*\*）を参照] に該当する、または、関係を有することが判明した場合
- 五 本規約又はその他ジェトロが定める規約に違反した場合
- 六 その他、ジェトロが会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

#### <第3章 著作権>

##### 第19条（著作権）

サービスによって提供される情報の著作権はジェトロに帰属します。

第20条（情報の二次利用） サービスによって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止します。

#### <第4章 一般条項>

##### 第21条（個人情報の取扱い）

ジェトロは、会員より申し込み時に提供された個人情報を、ジェトロが定める個人情報保護方針（末尾\*）に沿って、サービスの提供を目的とする場合にのみ使用するものとします。

第22条（禁止事項） 会員は、ジェトロ・メンバーズ会員であることをジェトロに承諾を得ることなく営業活動に使用することを禁じます。

第23条（損害賠償） ジェトロは、ジェトロの故意又は重過失による場合を除き、本サービスの提供に関する一切の債務不履行責任及び不法行為責任を免責されるものとします。ただし、会員とジェトロの契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合には、ジェトロは、ジェトロの故意又は重過失に起因する場合を除き、通常生じる直接かつ現実の損害に限り、かつ、1ヵ月分の会費を上限として損害賠償責任を負うものとします。また、ジェトロは、いかなる場合にも、本サービスの提供に関して会員又は第三者に生じた逸失利益、特別損害、間接損害その他の拡大損害について責任を負いません。

第24条（適用法） ジェトロがサービスの提供に際して適用する法律は日本の国内法とします。

第25条（専属的合意管轄裁判所） ジェトロと会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、ジェトロの本部所在地を管轄する裁判所をジェトロと会員の専属的合意管轄裁判所とします。

補足：（\*）ジェトロが定める個人情報保護方針：

<https://www.jetro.go.jp/privacy/>

補足：（\*\*）ジェトロが定める「反社会的勢力への対応に関する規程」

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taikitei.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taikitei.pdf)

附則 本会員規約は、2018年4月1日より実施。